

SOS ニュース

日常生活でトラブルが起きた場合の解決手段と手続き【4】

※ 民事調停による解決法

民事調停というのは、不動産トラブルのような民事に関する紛争中の当事者について、管轄する裁判所の調停委員会が話し合いの仲介をし、当事者双方の歩み寄りによって紛争をかいけつする手続きをいいます。不動産に関係するものは、①民事一般調停②宅地建物調停③農事調停の三種類になります。

①の民事一般調停は、以上②③のほか、特別に対象を限定されていないあらゆる民事上の紛争を取り扱うもので、原則として、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所に申し立てます。

②の宅地建物調停は、宅地または建物の貸借、その他の利用関係の紛争を取り扱うもので、原則として、対象となる不動産の所在地を管轄する簡易裁判所に申し立てます。

③の農事調停は、農地または農業経営に付随する土地、建物その他の利用関係の紛争を取り扱うもので、原則として、対象となる農地の所在地を管轄する地方裁判所に申し立てます。

■ 調停申立ての手続き

管轄の裁判所に調停申立書を提出します。簡易裁判所の受付窓口には、事件の種類ごとに申立書の書式が用意されていますから、複雑な事件でなければ、だれでも申立書を作れるようになっています。

申し立てる際に、調停の目的の価額に応じた申立手数料を収入印紙の形

で納めなくてはならないことや相手方へ呼出状を送付するなどのために、必要な額の切手をあらかじめ納めなければならないという点は、訴状を提出するときと同じです。

調停申立書には、①当事者の住所・氏名、②事件名、③申立の趣旨、④紛争の要点（申立ての理由）⑤添付書類、⑥提出年月日、⑦提出先の裁判所名を記載し、申立人またはその代理人が署名捺印します。

調停申立書の書き方などでわからないことがあれば、窓口で聞けばよい

でしょう。

■ 即決和解による解決法

民事調停と似た解決法に即決和解というのがあります。これは、訴訟手続きに入る前の段階でなされる和解のことで、通常一回程度の出頭で成立することから、こう呼ばれています。

管轄する裁判所は、対象となる権利関係や請求額にかかわらず、原則として、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所ですが、和解できるくらいですから合意管轄によればよいでしょう。

以上（完）

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律<sup>④</sup>事典より）